

関税率表解説改正

改正後	改正前
<p>26.20 スラグ、灰及び残留物（砒（ひ）素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。 (1)～(13) (省 略) (14) <u>インキ、染料、顔料、ペイント、ラッカー及びワニスの製造、調合、使用により生じた廃棄物から得られるスラグ、灰及び残留物で、金属又はそれらの化合物の回収用に供する種類のもの</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>26.20 灰及び残留物（砒（ひ）素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。 (1)～(13) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>27.10 石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%未満のもので、かつ、石油又は歴青油が基本的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（ ）一次製品</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（ ）廃油</p> <p>廃油とは、この類の注2の石油及び歴青油を主成分とする廃棄物である（水と混合しているかいないかを問わない。） 廃油には、次の物品を含む。 (1)～(3) (省 略) (4) <u>インキ、染料、顔料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用により生じた廃油</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>27.10 石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%未満のもので、かつ、石油又は歴青油が基本的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（ ）一次製品</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（ ）廃油</p> <p>廃油とは、この類の注2の石油及び歴青油を主成分とする廃棄物である（水と混合しているかいないかを問わない。） 廃油には、次の物品を含む。 (1)～(3) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

関税率表解説改正

改正後	改正前
<p>38.25 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥並びにこの類の注6のその他の廃棄物</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（A）～（C）（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（D） この類の注6のその他の廃棄物</p> <p>この項には、また、この類の注6の多様なその他の廃棄物で、以下のものを含む。</p> <p>（1）～（3）（省 略）</p> <p><u>（4）化学工業（類似の工業を含む。）において生ずるその他の廃棄物：このグループは、特に、インキ、染料、顔料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用により生じた廃棄物（都市廃棄物及び有機溶剤廃棄物を除く。）を含む。これらは、一般に、不均一の混合物であり、液体から水又は非水媒体中に分散した半固形物と様々であり、広範囲の粘性を示す。これらは、一次製品とは異なり、更なる使用には適さない。</u></p> <p><u>しかしながら、この項には、インキ、染料、顔料、ペイント、ラッカー及びワニスの製造、調合、使用により生じた廃棄物から得られるスラグ、灰及び残留物で、金属又はそれらの化合物の回収用に供する種類のもの（26.20）及び石油及び歴青油を主成分とする廃棄物（27.10）を含まない。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>38.25 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥並びにこの類の注6のその他の廃棄物</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（A）～（C）（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（D） この類の注6のその他の廃棄物</p> <p>この項には、また、この類の注6の多様なその他の廃棄物で、以下のものを含む。</p> <p>（1）～（3）（省 略）</p> <p><u>（4）化学工業（類似の工業を含む。）において生ずるその他の廃棄物</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

関税率表解説改正

改正後	改正前
<p>49.11 その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (省 略)</p> <p>(e) <u>第85類注4 (b) で規定する印刷した「スマートカード」(プロキシミティカード又はタグを含む。)</u> (85.23)</p> <p>(f) ~ (ij) (省 略)</p>	<p>49.11 その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (省 略)</p> <p>(e) <u>第85類注4 で規定する印刷した「スマートカード」(プロキシミティカード又はタグ(電気式のものを含む。))を含む。)</u></p> <p>(f) ~ (ij) (省 略)</p>

関税率表解説改正

改正後	改正前
<p>85.08 真空式掃除機 - 電動装置を自蔵するもの 8508.11 - - 出力が 1500 ワット以下のもの（ダストバッグ又はその他の容器（20 リットル以下のもの）を有するものに限る。） 8508.19 - - その他のもの 8508.60 - その他のもの 8508.70 - 部分品</p> <p>85 類注 1（d）の規定に従うことを条件として、この項には手で持って扱える大きさであるかを問わず、ドライアンドウェット式の真空式掃除機の全てを含むものとする（回転式のブラシ、じゅうたんからほこりなどをたたき出す装置、多機能性の吸引ヘッドなどの付属機能を有するか否かを問わない）。</p> <p>真空式掃除機とは、ほこり等の吸引及び吸引した空気をろ過する二つの機能を持つものである。吸引は、高速度で回転する電動機の軸の上に直接取り付けられたタービンによって生ずるものである。ほこり等は内蔵又は外付けの集塵袋あるいは他の容器に集められる。一方、吸引される過された空気は電動機の冷却にも用いられる。</p> <p>この項からは、ホテル、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）において使用されるように設計されたじゅうたんの清浄用の機器（ドライクリーニング用のものを除く。）は除く（84.51 項）。この項にはまた内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に供される種類の真空式機器を含まない（90.18）。</p>	<p>85.08 真空式掃除機 - 電動装置を自蔵するもの 8508.11 - - 出力が 1500 ワット以下のもの（ダストバッグ又はその他の容器（20 リットル以下のもの）を有するものに限る。） 8508.19 - - その他のもの 8508.60 - その他のもの 8508.70 - 部分品</p> <p>85 類注 1（d）の規定に従うことを条件として、この項には手で持って扱える大きさであるかを問わず、ドライアンドウェット式の真空式掃除機の全てを含むものとする（回転式のブラシ、じゅうたんからほこりなどをたたき出す装置、多機能性の吸引ヘッドなどの付属機能を有するか否かを問わない）。</p> <p>真空式掃除機とは、ほこり等の吸引及び吸引した空気をろ過する二つの機能を持つものである。吸引は、高速度で回転する電動機の軸の上に直接取り付けられたタービンによって生ずるものである。ほこり等は内蔵又は外付けの集塵袋あるいは他の容器に集められる。一方、吸引される過された空気は電動機の冷却にも用いられる。</p> <p>この項からは、ホテル、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）において使用されるように設計されたじゅうたんの清浄用の機器（ドライクリーニング用のものを除く。）は除く（84.51 項）。この項にはまた医療用、外科用、医科用又は獣医用の目的に使用される真空式機器を含まない（90 類）。</p>

関税率表解説改正

改正後	改正前
<p>85.13 携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第 85.12 項の照明用機器を除く。）</p> <p>8513.10 - ランプ 8513.90 - 部分品</p> <p>この項には、自蔵する電源（例えば、乾電池、蓄電池又は磁石発電機）により点灯するように設計した携帯用電気ランプを含む。</p> <p>これは二つの要素（すなわち、ランプ本体及び電源）から成り、しばしば一つのケース内において、通常ともに取り付けられて直接結合されている。しかし、ある型式のものにおいては、これらの要素が分離されて電線で接続されている。</p> <p><u>「携帯用ランプ」とは、人が手で持つか又は身につけるかして使用するよう設計し又は携帯用品に取り付けるよう設計されたランプ（すなわち、ランプ本体及び電源）のみをいう。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>85.13 携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第 85.12 項の照明用機器を除く。）</p> <p>8513.10 - ランプ 8513.90 - 部分品</p> <p>この項には、自蔵する電源（例えば、乾電池、蓄電池又は磁石発電機）により点灯するように設計した携帯用電気ランプを含む。</p> <p>これは二つの要素（すなわち、ランプ本体及び電源）から成り、しばしば一つのケース内において、通常ともに取り付けられて直接結合されている。しかし、ある型式のものにおいては、これらの要素が分離されて電線で接続されている。</p> <p><u>「携帯用ランプ」とは、人が手で持つか又は身につけるかして使用するよう設計したランプ（すなわち、ランプ本体及び電源）のみをいう。これらは、通常取手又は固定用の装置を有しており、また特徴的な形状及び数量であることにより識別できる。従って、自動車用又は自転車用の照明用機器（85.12）及び固定した設備に接続されるランプ（94.05）は、属しない。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>85.43 電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p>8543.10 } （省 略） 8543.90</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略) (b) (省 略) (c) <u>この類注 4 (b) に規定する「スマートカード」（プロキシミティカード又はタグを含む。）（85.23）</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>85.43 電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p>8543.10 } （省 略） 8543.90</p> <p>この項には、この類の他のいずれの項にも属さず、この表の他のいずれの類の項においてもより特殊な限定をして記載をしているものでなく、かつ、16 部又はこの類の注を適用しても除外されないすべての電気機器を含む。他の類に属する電気製品の主なものは、84 類の電気機器及び 90 類のある種の機器である。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略) (b) (省 略) (c) <u>この類注 4 (b) に規定する「スマートカード」（プロキシミティカード又はタグ及び電気式プロキシミティカード又はタグを含む。）を含む。）（85.23）</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

関税率表解説改正

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 90 類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器 及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">総 説 () この類の一般的な内容及び配列 (省 略)</p> <p>この類に属する機器及びその部分品は、この類の注1の規定により除外されるもの（例えば、ゴム製又は革製のワッシャー及びバスケット並びに計器用の革製ダイヤフラム）を除くほか、材質が何であるかを問わない（貴金属製、貴金属を張った金属製、天然、合成若しくは再生の貴石製又は半貴石製のものを含む。）。この類には、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に供される種類の真空式機器も含まれる（90.18）。</p> <p style="text-align: center;">() ~ () (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>90.10 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>() 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">() ~ () (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 90 類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器 及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">総 説 (I) この類の一般的な内容及び配列 (省 略)</p> <p>この類に属する機器及びその部分品は、この類の注1の規定により除外されるもの（例えば、ゴム製又は革製のワッシャー及びバスケット並びに計器用の革製ダイヤフラム）を除くほか、材質が何であるかを問わない（貴金属製、貴金属を張った金属製、天然、合成若しくは再生の貴石製又は半貴石製のものを含む。）。この類には、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置も含まれる（90.18）。</p> <p style="text-align: center;">() ~ () (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>90.10 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>() 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">() ~ () (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

関税率表解説改正

改正後	改正前
<p>95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） （省略）</p> <p>この項には次の物品を含む。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) ビデオゲームコンソール及びその他の電子ゲーム（テレビジョン受像機、ビデオモニター及び自動データ処理機械のモニターと共に使用できるもの）、画面を自蔵するビデオゲーム（携帯できるかできないかを問わない）及び電子表示部分を有するオーディオビジュアルゲーム（脚を有する垂直型を含み、家庭又はゲームアーケード内で使用するもので、例えば、貨幣、トークン又はクレジットカードにより操作される場合がある。）。</p> <p>目的とする特性及び主たる機能が、娯楽目的（ゲームプレイ）を意図したビデオゲームは、依然としてこの項に分類される（自動データ処理機械に関する第84類注5（A）の規定を満たすか満たさないかを問わない。）。</p> <p>この項は、また、ビデオゲームコンソールの部分品及び附属品（この類の注3の規定を満たすものに限る。）を含む（例えば、ケース、ゲームカートリッジ、ゲームコントローラー、ステアリングホイール）。ただし、<u>第84類注5（C）</u>の規定を満たし、ビデオゲームコンソールに使用するもので他のシステムにも接続することができる周辺機器（キーボード、マウス、<u>ディスク記憶装置等</u>）を除く（第16部）。</p> <p>(3)～(13) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） （省略）</p> <p>この項には次の物品を含む。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) ビデオゲームコンソール及びその他の電子ゲーム（テレビジョン受像機、ビデオモニター及び自動データ処理機械のモニターと共に使用できるもの）、画面を自蔵するビデオゲーム（携帯できるかできないかを問わない）及び電子表示部分を有するオーディオビジュアルゲーム（脚を有する垂直型を含み、家庭又はゲームアーケード内で使用するもので、例えば、貨幣、トークン又はクレジットカードにより操作される場合がある。）。</p> <p>目的とする特性及び主たる機能が、娯楽目的（ゲームプレイ）を意図したビデオゲームは、依然としてこの項に分類される（自動データ処理機械に関する第84類注5（A）の規定を満たすか満たさないかを問わない。）。</p> <p>この項は、また、ビデオゲームコンソールの部分品及び附属品（この類の注3の規定を満たすものに限る。）を含む（例えば、ケース、ゲームカートリッジ、ゲームコントローラー、ステアリングホイール）。ただし、<u>第84類注5（D）</u>の規定を満たし、ビデオゲームコンソールに使用するもので他のシステムにも接続することができる周辺機器（キーボード、マウス、<u>記憶装置等</u>）を除く（第16部）。</p> <p>(3)～(13) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>